

5 支出の部 (2)

年 月 日	金額又は見積額 (円)			区 分	支出の 目 的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	計			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
小計										
小計	立候補準備のための支出									
	選挙運動のための支出									
	計									

5 支出の部 (③)

年 月 日	金額又は見積額 (円)			区 分	支出の 目 的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	計			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
小 計	立候補準備の ための支出									
	選挙運動の ための支出									
	計									

5 支出の部 (④)

年 月 日	金額又は見積額 (円)			区 分	支出の 目 的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考			
	金銭支出	金銭以外 の支出	計			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業					
小 計	立候補準備の ための支出			前 回 計	立候補準備の ための支出								
	選挙運動の ための支出				選挙運動の ための支出								
	計				計								
計	立候補準備の ための支出			総 額	立候補準備の ための支出								
	選挙運動の ための支出				選挙運動の ための支出								
	計				総 計								

区分	項目	単価 (円)	枚数	金額 (円)	備考
	支出のうち公費負担相当額				

5 支出の部 (⑤)

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所

氏 名

備 考

- 1 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、1件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部においては、債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 6 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ・ポスターの印刷に係るもの。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 7 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 8 支出の部においては、（1）人件費（2）家屋費（3）通信費（4）交通費（5）印刷費（6）広告費（7）文具費（8）食料費（9）休泊費（10）雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 9 支出の部中「金額又は見積額」の欄には、金銭の支出と財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときにこれらを時価に見積もった金額との合計を記載するものとする。
- 10 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 11 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 12 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 13 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 14 選挙運動に係る公費負担対象支出（ビラ・ポスターの印刷に係るもの。）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 15 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において2以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 16 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。